



熊本県公報

号外 第39号
令和3年(2021年)
7月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更	(健康危機管理課) 1
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更	(") 1
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及びその認証の申請を行っている飲食店に係るものを除く。)	(") 1
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及びその認証の申請を行っている飲食店に係るものに限る。)	(") 2

告 示

熊本県告示第687号の2

令和3年(2021年)7月26日熊本県告示第672号の2で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年7月31日(土)午前5時に変更したので告示する。

令和3年(2021年)7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第687号の3

令和3年(2021年)7月28日熊本県告示第679号の2で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年7月31日(土)午前5時に変更したので告示する。

令和3年(2021年)7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第687号の4

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年(2021年)7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 区域

熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町及び氷川町の全域

2 期間

令和3年(2021年)7月31日(土)午後8時から令和3年(2021年)8月23日(月)午前5時まで

3 協力要請内容

4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後8時から翌日午前5時までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。

4 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)。ただし、次に掲げる施設を除く。

(1) 飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及びその認証の

申請を行っている飲食店
(2) ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設

熊本県告示第687号の5

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年（2021年）7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 区域

熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町及び氷川町の全域

2 期間

令和3年（2021年）7月31日（土）午後9時から令和3年（2021年）8月23日（月）午前5時まで

3 協力要請内容

4に掲げる施設を午後9時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後9時から翌日午前5時までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。

4 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（このうち飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証の申請を行っている飲食店に限る。）。ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。